

ほっと

No.79

11²⁰²⁰
月号

夕食に栄養バランスのとれた
手作り弁当をお届けしています!!



食の自立支援事業（配食サービス）は、宮若市からの受託事業として宮若市社会福祉協議会が実施しています。この事業は、在宅の高齢者等の人に、夕食に栄養バランスのとれたお弁当（普通食・特別食）を届けています。お弁当は本人に直接手渡し、安否確認を行っています。

自分のために 家族のために 知ってほしい
食の自立支援事業（配食サービス）



対象者

市内に在住で老衰、心身障がい、疾病等の理由により調理が困難で以下に該当する人

- ・65歳以上で一人暮らしの人
- ・高齢者のみの世帯
- ・身体障がい者の人
(65歳未満で、同居家族がいない人、一人暮らしの人)

利用回数

- ・週5日（月～金曜日）のうち、希望する曜日（土日、12月29日～1月3日は除く）

利用料

- ・1食350円（普通食）
- ・1食250円（おかずのみ）
- ・1食400円（特別食）
※特別食は、原則医師が認めた場合に限りです。

ご利用上の注意

- ・安否確認も兼ねているため、原則手渡しとなります。
- ・届けられたお弁当は、その日に食べてください。
- ・事前連絡がなく、留守の場合は持ち帰りますが、料金が発生します。
- ・時間指定はできませんので、ご了承ください。

10月9日

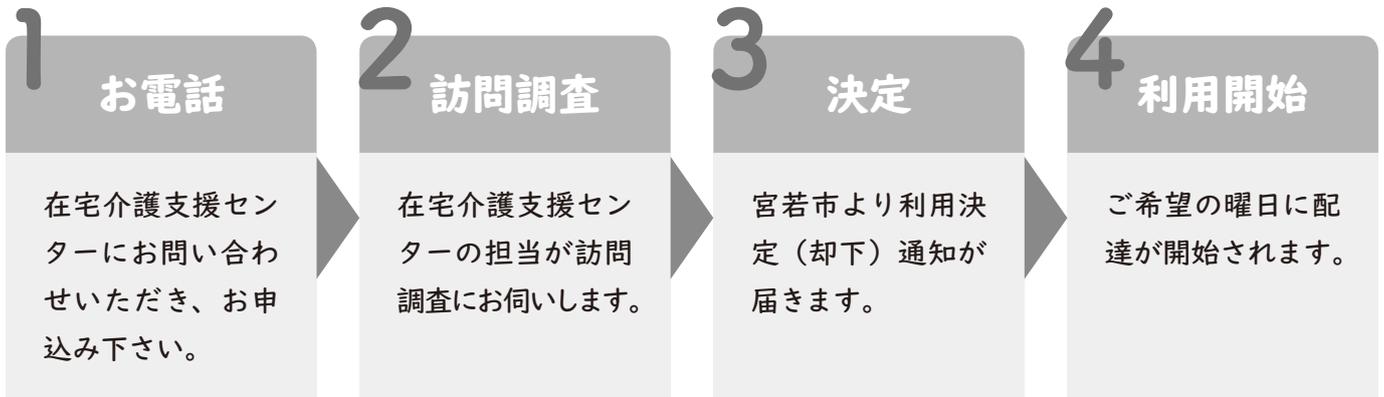
配食サービス メニュー表

メニュー	エネルギー	量	塩分
赤魚の甘酢あんかけ	145kcal	60g	0.8g
カニ玉子ロール	77kcal	50g	0.7g
野菜炒め	50kcal	50g	0.5g
里芋と野菜の煮物	60kcal	30g	0.2g
合計	332kcal	190g	2.2g



管理栄養士が考えた栄養バランスのとれたメニューを日替わりでお届けします

ご利用までの流れ（申込み方法）



在宅介護支援センター

担当者名	担当地域
 入佐尚美 照陽園 ☎32・2588	二坑、あけぼの団地、上大隈中、上大隈西、檜原、日陽、上町、松尾天竺下、菅牟田、埴安、鶴田、東町、桃山、水町、岩河内、矢萩団地和の里団地、磯光、大之浦東南部南区、県営宮田団地、大之浦東西区光陵ワンダー、新成中北、鍋田団地、菅町、岩淵、生見、所田、脇野千石、美里ヶ丘団地、美里ヶ丘南団地、梅の木団地、桐野本区
 高谷ひとみ つくも苑 ☎33・4001	太蔵東区、太蔵南区、太蔵中区、太蔵西区、桐野東区、上大隈東原町杉坂、ニュータウン杉坂、龍徳、白百合団地、百合野団地、本城長井鶴、向陽団地、陽の浦団地、芹田、下有木、旭ヶ丘、上有木内山、倉久、四郎丸、新笠松、飯之倉、勝負尻
 藤田由布子 わかみや ☎55・3035	若宮地区全域



安心と安全を
まごころ込めて
お届けします。



委託業者

(有) おおつか

宮若市宮田53-8
 TEL 070-7583-1122
 FAX 0949-32-9580
 管理者 大塚 裕子

こんなことで 困ってはいませんか？

- 福祉サービスを利用したいけど、わからない
- お金の管理が少し不安
- 大事なものの保管場所を忘れそう etc.



私たちが サポートします！



- 福祉サービスの情報提供、相談、手続き
- 金銭の管理、お金の使い方についての相談・助言
- 通帳や印鑑、書類のお預かり

日常生活自立支援事業は、日々の暮らしの中で抱く不安や疑問に安心して過ごすことができるようサポートします。

どんな人が利用できるの？

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者などで判断能力が不十分な方が対象です。

※契約に基づいて支援を行うため、事業を利用する意思があり、契約内容について理解できる方が対象となります。

お困りの方はぜひ社会福祉協議会へご相談ください。



日常生活自立支援事業
あなたの暮らしの安心をお手伝いします

募集中

生活支援員になりませんか

この事業の利用者に対し、支援のお手伝いを行っていただく方を募集しています。
詳しくは宮若市社会福祉協議会までご相談ください。

生活支援員の主なお仕事

- ・毎月利用者と約束した日時にお会いし、利用者の口座から生活費等を引き出し
てお渡しする。
- ・利用者とのコミュニケーションを通し、相談や要望等を聞く。等

お仕事の内容は、利用者の支援内容によって変わります。

◎月数回から 1～2時間程度のお手伝いです。

◎社会福祉協議会が活動のサポートをします。

◎必須免許：運転免許

その他の専門的な資格は必要ありません。



生活支援員 養成講座 を開催します!!

日 時：11月25日(水) 10:00～14:00

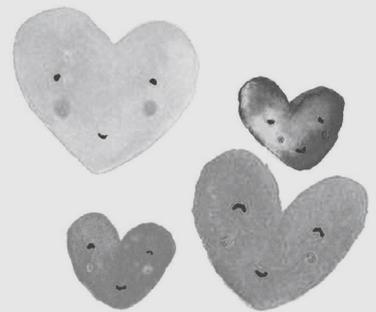
場 所：宮若市社会福祉センター2階 会議室

主な内容：「事業の概要について」「生活支援員の役割について」
「生活支援員の援助活動について」

話だけでも聞いてみたい!という方も大歓迎です。
1人でも多くの方のご参加をお待ちしております。

申し込み、お尋ね等は宮若市社会福祉協議会まで
お問い合わせください。

TEL 0949-32-0335 FAX 0949-32-1009



新型コロナウイルス感染症の影響による 一時的な生活資金の特例貸付に関するご案内

福岡県社会福祉協議会の受託事業として、宮若市社会福祉協議会では、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により生活資金でお悩みの方に向けて、生活福祉資金の以下の資金について特例貸付を実施しています。(貸付には審査があります)

申請の受付期間が令和2年12月28日(月)までに延長されましたのでお知らせします。

まずは、事前に電話でご相談ください。

緊急小口資金

■対象者

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯

- 貸付上限額 10万円以内 ※但し、特に必要とみとめられる場合は20万円以内
- 据置期間 1年以内
- 償還期限 2年以内
- 貸付利子・保証人 無利子・不要

総合支援資金

■対象者

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難になっている世帯

- 貸付上限額 (2人以上) 月20万円以内 ■据置期間 1年以内
(単身) 月15万円以内 ■償還期限 10年以内
- 貸付期間 原則3ヶ月以内 ■貸付利子・保証人 無利子・不要

必要書類

- 住民票(世帯全員分・本籍地が記載されているもの)
- 免許証写 ● 保険証写 ● 通帳 ● 印鑑(シャチハタ不可)
- 所得証明書・確定申告書の控・源泉徴収票のいずれか
- 減収したことがわかる書類(給与明細、帳簿等)

※総合支援資金の貸付に際しては、自立相談支援機関による継続的な支援を受けていただく必要があります。

宮若市役所 自立相談支援室
(困りごと相談室)

住所：宮若市宮田29-1 宮若市役所2F TEL：0949-32-3477
あらかじめ電話でのご予約をお願いします。

お申込み・お問い合わせ先

宮若市社会福祉協議会

TEL：0949-32-0335

住所：宮若市宮田4406-1 FAX：0949-32-1009

寄附お礼

令和2年7月1日～令和2年9月30日(敬称略)

●●●●● 香典返しとして ●●●●●

寄附者名	故人	住所
奥江 亨子	奥江 宅二	岩 渕
長谷川 慶子	長谷川 政幸	生 見
小野 和子	小野 幸也	所 田
吉村 典子	吉村 和麿	磯 光
生武 恵美子	生武 一高	上大 隈
谷口 公成	谷口 桂子	福 丸
吉崎 司	吉崎 尚子	竹 原
清水 智子	清水 健一郎	脇 田
牧 次夫	牧 光男	脇 田
梶原 龍一	梶原 ミサエ	脇 田

●●●●● 一般寄附として ●●●●●

一般寄附者氏名・団体名
若宮尋常高等小学校 五七会 会長 有吉 寛

次の方々から、「香典返し」として社会福祉協議会にご寄附をいただきました。心よりお礼申し上げます。この浄財は、チャイルドシート貸出事業や無料法律相談事業等社会福祉事業を推進するために、大切に使用させていただきます。

○寄附金は、社会福祉協議会(社会福祉センター内)と若宮総合支所市民窓口課市民窓口係(若宮コミュニティセンター「ハートフル」内)で受け付けています。
社会福祉増進のため、皆さまのあたたかい善意のご芳志をお待ちしています。

ーお知らせー

寄附金の税額控除制度により、2,000円以上のご寄附をされた方は、寄附金額から2,000円を引いた金額の40%が税額に関係なく所得税の税額から控除(所得税額の25%が限度)されます。

詳しくはお問い合わせください。

子育て交流会

～親子の絆や人と人をつなぐきっかけづくり～

8月18日(火)津野麻紀さんを講師にお迎えして「えいごであそぼう」を開催しました。

テーマは『お空の世界へいってみよう!』です。sunnyやrainyなど天気の名前を使ったゲームや親子でのくすぐり遊びを行った後、英語で絵本「だるまちゃんとかみなりちゃん」の読み聞かせもあったり、子どもたちは遊びとゲームに夢中になっていました。この交流会を通して自然と英語を口にしていたので、楽しく英語にふれることができた実感しました。

ワークショップでは、ティッシュ箱を利用して、かみなりちゃんの輪投げづくりをしました。それぞれが好きな顔を描き、とっても可愛いかみなりちゃんが出来上がっていました。

今回は、福岡県シルバー人材センター連合会の皆さんがボランティアでお手伝いをしていただきました。これからも子育て支援にご協力をよろしくお願いいたします。ありがとうございました。



ご利用ください

車いすの貸出し

必要なもの
印鑑

車いすの必要な方に一時的に貸出を行っています。

対象：宮若市在住で退院、旅行、ケガなどで車いすが必要な方。

介護保険等、他制度が利用できる方は、そちらを優先してください。

福祉車両の貸出し

事前に予約が必要

車いすを利用されている方の外出支援、社会参加のために福祉車両の貸出を行っています。

対象：宮若市在住で車いす等により福祉車両でしか移動できない方。

スロープタイプとリフトタイプを用意しています。

チャイルドシート貸出

●どんなときに貸してもらえるの？

- ・市内の子育て世帯で必要な方
- ・宮若市に帰省をし、一時的に必要な方

●チャイルドシートの種類

- ・新生児対応型（0歳～4歳頃まで）
- ・幼児学童対応型（1歳頃～6歳頃まで）

●貸出期間

- ・短期（3ヶ月以内）………祖父母等
※更新不可
- ・長期（最大12ヶ月以内）……両親
※6ヶ月ごとに更新が必要

●必要なもの

- ・印鑑
- ・免許証
- ・利用料…1,000円(更新ごと)



事前に電話でお問い合わせください。（予約はできません）



子育て用品リユース



不用になった子育て用品を市民のみなさまに持ち込んでもらい、必要な人が自由に持ち帰ることが出来る「子育てリユースセンター」を設置しています。ご家庭や職場などで不用になった子育て用品があれば、お寄せください。

衣類等をお寄せいただく場合は、洗濯やクリーニングをお願いします。リユースできないものは、ご遠慮いただく場合があります。

※リユースセンターで持ち帰ったものをフリーマーケットやフリマアプリ等で販売されている方がいらっしゃるようです。販売目的での持ち帰りはご遠慮ください。

～弁護士による無料法律相談～

毎月第2火曜日の午後1時から4時まで、法律相談を実施しています。

困ったことや心配なことはありませんか？まずはお問い合わせください。

日時：11月10日(火)

定員：6名(1人30分)

場所：社会福祉センター(所田)

事前予約が必要

今後の実施予定日 12月8日 1月12日
2月9日 3月9日



問い合わせ先 宮若市社会福祉協議会 TEL 0949-32-0335 FAX 0949-32-1009

この広報紙は、赤い羽根共同募金の配分金で作成しています。